

愛媛県教育委員会11月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成27年11月16日（月）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 委員 丹下敬治

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 三好伊佐夫

指導部長 北須賀逸雄

教育総務課長 山本 司

教職員厚生室長 伊藤 理

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 藤田 享

保健体育課長 近藤正典

義務教育課長 吉田慎吾

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 峯本陽子

特別支援教育課長 西原昇次

5 会議の概要

(1) 開 会（午前10時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等はスイッチを切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第54号県立学校元教員の退職手当返納命令処分について及び議案第55号教職員の報賞について、並びにその他の協議案件3件につきましては、いずれも人事案件でありますことから、また、その他の協議案件の平成27年度12月補正予算案及び教育委員会関係の条例案につきましては、今後、知事が最終決定をしまして、県議会に上程される予定の案件ですが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思っております。

配布しております次第の順に議事を進行しますと、非公開案件の中途に公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人に入退出していただくこととなりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、公開案件の審議を先にすることといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 10月定例会議事録の承認

(教育長) 10月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○川之石高校の福祉系高校開講について

(教育長) 川之石高校の福祉系高校開講について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 川之石高校が社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号の規定に基づく高等学校福祉系高校として、平成27年3月26日付けで厚生労働省と文部科学省から指定され、10月に開講いたしましたので、御報告いたします。

今回の報告には、先日2015年度「グッドデザインベスト100」及び「日本e-Learning大賞最優秀賞」を受賞いたしました「スゴ技」企業、株式会社サカワのハイブリッド黒板「Kocri (コクリ)」を活用させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

川之石高校は、平成27年3月に介護福祉士を養成する福祉系高校に指定され、10月29日には福祉サービス系列の1年生21名が参加して開講式が行われました。この写真は、そのときの様子です。

現在、福祉サービス系列1年生では、「社会福祉基礎」2単位の授業が既に開始されており、2学期末には「介護実習Ⅰ」として、地域の介護施設で実習を行う予定です。

こちらは、川之石高校での開講式と、当日行われた巡回型介護教室の様子を掲載した新聞記事です。

続いて、福祉系高校等の介護福祉士国家試験受験資格要件について御説明いたします。介護福祉士を養成する高校として、福祉系高校のほか、特例高校、実務者研修実施校があり、福祉系高校で学ぶと、在学中に福祉科目等53単位を修得することで、卒業時に介護福祉士国家試験受験資格を取得できます。特例高校や実務者研修実施校では、国家試験受験のために、卒業後9か月以上や3年以上の実務経験が必要となります。

福祉系高校は、平成27年度に、全国で、新たに川之石高校と宮城県登米総合産業高等学校の2校が指定されました。これで全国の計102校が指定を受けており、本県では川之石高校と松山城南高校の2校が、四国では愛媛県の2校を含む計4校が指定を受けております。

川之石高校は、平成8年度に総合学科を新設して以来、福祉サービス系列を設置しており、平成21年度から25年度入学生については特例高校の指定を、平成26年度入学生は実務者研修実施校の指定を、それぞれ受けております。

福祉系高校の指定に伴い、同校では、昨年度の中学3年生に対して入学前から福祉系高校の説明を行うとともに、3月の合格者説明会、4月の新入生オリエンテーションでも説明してまいりました。6月からは体験学習を行った上で、7月に科目選択説明会を行いました。保護者に向けても、3月の合格者説明会、5月のPTA総会、7月の科目選択説明会で説明を行ってまいりました。その結果、21名が福祉サービス系列を選択することとなりました。

開講式当日は、1年生全員を対象に、南予地区老人福祉施設連絡協議会の開催による巡回型介護教室も併せて実施しました。体育館に七つのブースを設定し、ロボットスーツの着用、吊り上げ式リフトや福祉機器への試乗などを行いました。

これがそのときの様子です。

こちらがロボットスーツを着用している様子です。

これは、吊り上げ式リフトです。特に入浴の際、浴室への移動が軽い介助で可能になるなど、介助負担を軽減させることができます。

最後に、開講式当日、巡回型介護教室のニュース映像を御覧ください。これは愛媛朝日テレビで放映されたものです。(VTR)

教育委員会としては、川之石高校の福祉サービス系列において、地域に貢献できる、これまで以上に質の高い人材を育成することができるよう、今後とも支援してまいりたいと考えております。

以上で御報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして御意見・御質問等はございますでしょうか。

(攝津委員) 10月29日の福祉系高校開講式では、川之石高校に長井課長さんをはじめ多くの御来賓の方にお越しいただきまして誠にありがとうございます。和田校長の代わりに概要説明させていただきたいと思っております。一年生が21名、担当の教員が5名就いていただきまして開講することができております。先日文化祭が実施され、保護者の皆様から福祉系高校とはどのような高校なのだろう等、御意見をたくさんいただきました。ホームページの方にただいま御説明のあったような巡回型の介護教室や、たくさんの情報を載せてくださっております。是非またホームページを見ていただけたらと思います。南予地域に限らず県下全域で高齢化が進んでおり、福祉系列の高校が多数必要になってきているかと思われれます。地域の方々の川之石高校への期待も大きいかと思っておりますので、一生懸命生徒共々PTAも応援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(高校教育課長) 団塊の世代が75歳以上になる2025年には全国で38万人、愛媛県でも3,638人の介護人材が不足すると言われております。私は、特別養護老人ホームでの勤務経験がございますので、この仕事の重要性は特に認識しているつもりでございますが、是非、今回の取組が地域活性

化、将来の地域を担う若者の育成にもつながる、より良いものになるように支援してまいりたいと思います。

(丹下委員) 大変すばらしい取組だと思います。卒業後に就職先が確保できるようにしっかり取り組んでいただきたいのと、子どもたちのやる気とかそういうものを大事に育ててほしいなと思います。あくまでも国家資格の受験資格ですので十分その点をお願いしたいと思います。特に53単位要るということは、卒業に必要な最低単位数が74単位ですから、80単位くらい授業をしていますけれども、そうすると一般の大学受験をするための英数国等の授業時数が非常に少ないわけで、方向転換が非常に難しいのかなと思います。その点しっかりこの道でやっていけるようにバックアップをよろしくをお願いしたいと思います。

(高校教育課長) ある意味早い段階で志を持つということになりますので、生徒が一つの道貫いていけるように協力をしてまいりたいと思います。

(堺委員) 今、私は、福祉関係の仕事をしているのですが、教員は割合井の中の蛙と言われるのですが、ずっと福祉に携わっている人も視野が狭いと思うこともよくあるので、高校の時から進路を決めてしまうというのはある意味いいことなのですが、狭まらないように、決められた時間数の中で大変だとは思いますが、いろいろな体験をして、できるだけ広い視野を持った専門職の方を養成していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(高校教育課長) 長い職業生活の中では、必ず行き詰まりがどの仕事でもどの段階かではありますので、その時に多角的な視点を持つとか柔軟な発想を持つかということが大いに助けになると思います。御意見を肝に銘じて教育活動を進めてまいりたいと思います。

(脇委員) 一般社会の観点からということになるんですけど、先日知事が伊方で皆さんが避難訓練されたのをテレビで見まして、ちょうど場所がその近くにあるということもありますし、将来的には住民の避難等、特に障害を持たれた方々や高齢の方々が安全安心に避難できるようなことも含めて一緒に学んでいただけたらと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(高校教育課長) こちらの方も重要な視点であると思います。防災教育の視点も含めて進めてまいりたいと思います。

(関委員) 大変いいことだと思いますし、これから高齢社会ということで、愛媛県でもこういう人材の需要は大変増えてくると思うんです。愛媛県の出身者が地元で就職できるように、またそういう需要もありますので、こういう高校の開講ということが今は県内では2校ということですから、またより充実をさせて増やしていったって人材を育成してもらおうということが大事だと思いますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

(高校教育課長) 今回の川之石高校の取組、また私学の城南高校の取組も参考にさせていただきながら、是非発展させていければと思います。需要が確実にあると考えておりますので、今回の取組を検証して、そのようなことも、今後、検討してまいりたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 以上で教育長報告を終わりました。専決処分の承認に移ります。

(4) 議 事

専決処分の承認

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 平成27年11月4日に死亡しました、松山市立津田中学校弘瀬光和教諭の報賞につきまして、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同規則第4条の規定により、ここに御報告いたします。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

(教育長) ただいまの件につきまして、御質問等ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ありませんので、専決処分につきましては、原案のとおり承認されました。次にその他協議に移ります。

(5) その他

○平成28年4月1日付教職員人事異動基準について

(教育長) 平成28年4月1日付教職員人事異動基準について事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 平成28年4月1日付教職員人事異動基準につきまして、御説明いたします。

教職員人事異動基準は、人事異動の基本的な考え方を示すものであり、今までに確立されてきた人事の秩序を尊重しつつ、時代の変化に即応して人事の刷新適正を図り、本県教育の一層の充実・発展を期するものであります。

本年度の人事異動基準におきましては、女性の管理職が能力を十分に発揮できるよう配置面での配慮を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの確保に努めるとともに、人事面での刷新を図るため、同一市町における在職年数が長期にわたらぬよう配慮することを基準に加えたところであります。

平成28年度の人事異動基準におきましては、本年度の人事異動基準を継続し、愛媛県の教職員が持てる力を十分発揮できるよう適材適所の配置を推進するため、別紙(案)のとおりといたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等がございますでしょうか。昨年度から大きく変わったところは何かありますか。

(義務教育課長) ございません。昨年度変更いたしました2点を継続してまいりたいと思います。

(教育長) 昨年でしたらワーク・ライフ・バランスの確保と同一市町における在職年数が長期にわたらぬよう配慮することでしたが、効果というのはいかがでしょうか。

(義務教育課長) まず、26年度管理職選考審査で志願書に赴任地の希望を書いた者が16名おりました。今年度は、県教委の意図が現場に浸透し、22名に増えております。その結果、過去5年間、女性の教頭志願者の割合が平均で9.4パーセントだったものが、今年度は10.2パーセントに増えました。次に同一市町内での異動について申しますと、中学校が4校以下規模の県内2市9町において、同一市町内での異動を繰り返すのではなく、近隣の市町間での広がりのある異動を推進したところ、固定化した異動の割合が大幅に減少いたしました。小学校では、26年度20.3パーセントの者が同一市町内で異動をしていたのに対し、27年度は7.1パーセントまで減少し、実数では、196名が66名になりました。また、中学校では14.4パーセントが、5.8パーセントに減少し、実数では、78名から31名になるなど、徐々に効果が表れていると考えております。今後もより一層力を注いで広がりのある異動に取り組んでまいりたいと思います。

(堺委員) 教科によってはどうしてもその学校に一人しかいないという学校があると思うのですが、特に新採教員で一人というのはなかなか悩みも大きいと思いますので、100パーセントは無理だと思いますが、できるだけ複数配置できる学校に最初の赴任地をしてあげるとその人のレベルアップも図れていいのではないかと思いますので配慮をお願いします。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。では、お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、平成28年4月1日付教職員人事異動基準については、原案のとおり承認をされました。

ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

(6) 議 事

議案審議

○議案第54号 県立学校元教員の退職手当返納命令処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 平成26年6月頃、当時住んでいた住居に家出中の18歳未満の女性を宿泊させ、わいせつな行為に及び、本年10月13日付、懲戒免職処分を受けた県立学校元教員に支払われた平成26年度の在職期間に係る退職手当の返納を命ずる処分について、愛媛県職員退職手当条例第

18条第2項の規定に基づき、人事委員会に諮問を行おうとする原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第55号 教職員の報賞について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、特に本県における教育に貢献した教職員を報賞する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(堺委員) 年度途中退職予定者の退職理由について質問する。

(高校教育課長) 健康上の理由である旨回答する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

以上で議案審議を終わり、その他の協議に戻りたいと思います。

(7) その他

○平成27年度12月補正予算案について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(副教育長) 愛媛県議会12月定例会に提案予定の平成27年度12月補正予算案の教育委員会所管分について、概要を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○愛媛県個人番号の利用に関する条例の制定について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関する条例を制定する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成27年度県政発足記念日知事表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成27年度県政発足記念日知事表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○平成28年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(生涯学習課長) 平成28年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰の被表彰候補図書館（1図書館）及び被表彰候補者（1団体）の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成28年度子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 平成28年度子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰の被表彰候補校（3校）の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(8) 閉 会（午前10時42分）

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会11月定例会を閉会いたします。